

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年8月30日（金） 第9624号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公共測量の実施（2件）（509・510）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（511）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 2
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2
	屋外広告物講習会の開催（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第509号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和5年5月29日から令和6年2月19日まで
- 3 作業地域 東伯郡湯梨浜町大字北福

鳥取県告示第510号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年3月28日から同年12月11日まで
- 3 作業地域 東伯郡琴浦町大字金屋

鳥取県告示第511号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月30日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部町福成3293	サポートセンターなごみ	西伯郡南部町福成742-3	重度訪問介護	令和6年9月30日

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和6年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験 令和7年1月30日（木）午前10時から正午まで
 - (2) 実技試験 令和7年1月30日（木）午後1時から
- 2 試験の場所

倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷

3 試験科目及び配点

- (1) 水産食品の衛生に関する知識 (100点)
- (2) ふぐに関する一般知識 (400点)
- (3) ふぐ処理の実技 (ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。) (200点)

4 受験願書の受付期間

令和6年11月18日(月)から同年12月2日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

5 受験願書の提出先

次の所属のうち住所地を管轄するもの(以下「保健所」という。)に提出すること。

鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課(〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4)

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所生活安全課(〒682-0802 倉吉市東巖城町2)

鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課(〒683-0054 米子市糀町一丁目160)

なお、県外に住所地を有する場合は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課(以下「くらしの安心推進課」という。)に提出すること。

くらしの安心推進課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)

6 受験願書の添付書類

- (1) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)
- (2) 受験手数料に係る納付済証、領収書又は領収証書

7 受験手数料等及びその納付方法

次のとおり受験手数料及び実技試験に用いるふぐの代金を納付すること。

- (1) 受験手数料9,040円を県が配布する納付書により、又は県庁本庁舎及び各総合事務所の納付窓口において納付すること。なお、既納の手数料は、原則還付しない。
- (2) 実技試験に用いるふぐの代金は、受験票に記載する金額とし、試験当日の受付時に現金にて納付すること。なお、納付がない場合は、受験を認めない。

8 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物
なお、白衣は、調理に適した衛生的な服装であれば白色に限らないものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出さないものとする。

9 合格者の発表

合格者の受験番号を令和7年2月13日(木)に保健所において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>)に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

10 合否基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

- (1) 学科試験

原則として、試験の合計得点が300点以上である者を合格とする。ただし、水産食品の衛生に関する知識の

得点が30点未満である者は不合格とする。

(2) 実技試験

原則として、ふぐの処理（ふぐの種類鑑別）の得点が60点以上かつふぐの処理（毒性臓器の鑑別）の得点が80点以上である者を合格とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、不合格とする。

- ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合
- イ 毒性臓器の鑑別において、肝臓の正確な鑑別ができていない場合
- ウ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合
- エ ふぐの可食部と不可食部の正確な鑑別ができていない場合

11 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたことが判明したときは、合格を取り消す。
- (2) この試験の得点については、即時に開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、くらしの安心推進課又は保健所（鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課を除く。）に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。
- (3) 受験願書の提出状況によっては、受験願書の提出時点で本県に居住していない者（鳥取県内に勤務先を有する者を除く。）からの受験を断る場合がある。

なお、受験を断った場合は既納の手数料を還付する。

- (4) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。
くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目220 (0857-26-7211)

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、令和6年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和6年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
令和6年10月24日（木） 午前9時から午後4時40分まで	鳥取県中部総合事務所 1号館B棟2階 第205会議室	屋外広告物の施工に関する事項 屋外広告物の表示の方法に関する事項 屋外広告物に関する法令

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課、東部建築住宅事務所、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所環境建築局建築住宅課、西部総合事務所環境建築局建築住宅課及び日野振興センター日野県土整備局維持管理課、鳥取市都市整備部都市企画課、鳥取市各総合支所並びに及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>）において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

令和6年9月2日（月）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、令和6年9月30日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

ア 郵送の場合

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

イ 持参される場合の受付窓口

(ア) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

(イ) 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部建築住宅事務所

- (ウ) 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課
 - (エ) 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課
 - (オ) 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課
 - (カ) 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課
- 3 受講手数料及び納付方法
受講手数料は4,400円とし、受講申込書の受付後に送付される納付書により納付すること。
- 4 講習の課程の一部免除
鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち屋外広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。
- 5 問合せ先
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課景観・まちなみ整備担当（電話0857-26-7234）
- 6 その他
この講習会は、令和6年鳥取県・鳥取市屋外広告物講習会として、鳥取市との合同により開催する。